

# 住民税・所得税の申告情報(第3回)

問 財務課 町民税係 ☎62-9122

まもなく申告の期間が始まります。皆様、申告の準備はお済みでしょうか。

左記の日程で、所得税確定申告書作成指導会および住民税申告相談会を行いますので、申告が必要な方は忘れずに申告をお願いします。平成29年度(平成28年分)から社会保障・税番号制度(マイナンバー)の導入により、変更となっている点がありますので、再度ご確認をお願いします。

なお、申告期間中は役場財務課窓口での申告相談等はできません。また、2月21日(火)、3月1日(水)は、申告相談会は行いませんので、合わせてご承知おきください。

## (1) マイナンバーの記入・本人確認書類の添付について

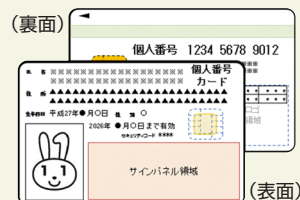


平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には  
本人及び扶養親族等のマイナンバーの記載、本人確認書類の写しの添付が必要です。  
下記をご覧ください、ご用意をお願いします。

### 【本人確認 関係】

#### ◆マイナンバーカード(写真付きのもの)をお持ちの方

- ・マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能ですので、  
マイナンバーカードの表と裏の両面の写しをご用意ください。



#### ◆マイナンバーカードをお持ちでない方

##### 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを  
確認できる書類》

- ・通知カード
- ・住民票又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに  
限る)

などのうちいずれか1つの写し

+

##### 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることが  
確認できる書類》

- ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・パスポート
- ・在留カード などのうちいずれか1つの写し

※写真付きでない身分証明書の写しを提出する場合、  
公的医療保険の被保険者証と年金手帳など、2種類  
以上の写しが必要です。

### 【配偶者・扶養親族・専従者 関係】

#### ◆控除対象配偶者及び扶養親族、専従者のマイナンバーも必要になります

- ・写しの添付は必要ありませんが、申告書へ個人番号の記載が必要となりますのでマイナンバーカード、  
通知カード、住民票等により番号の確認をしていただき、記載をお願いします。

## (2) 申告会場日程

個人情報の取扱いについてより一層の管理徹底のため、これまで地区公民館等で開催していた申告相談会を、役場3階会議室へ集約させていただきます。会場の変更により大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。また、来場者の分散のため、対象地区を設定していますが、それ以外の日でも相談いただけます。

## 【申告会場日程】

相談日	受付時間	対象地区(目安)	会場
2月16日(木)	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時	小六・高森・広原	役場3階 301～303会議室  会場が変更になっています。 ご注意ください。
2月17日(金)		葛窪・田端・先達	
2月20日(月)		御射山神戸・栗生	
2月22日(水)		全 町	
2月23日(木)		※税理士による確定申告相談(2月22日・2月24日) 受付時間:午前9時30分～午前11時	
2月24日(金)		午後1時～午後3時	
2月27日(月)		立 沢	
2月28日(火)		木之間・若宮・花場・休戸・横吹・とちの木	
3月 2日(木)		烏帽子・信濃境・池袋	
3月 3日(金)		平岡・机・先能・瀬沢	
3月 6日(月)		乙 事	
3月 7日(火)		南原山・富原・富ヶ丘・瀬沢新田・桜ヶ丘	
3月 8日(水)		下蔦木・上蔦木・神代	
3月 9日(木)		大平・松目・原の茶屋・富士見ヶ丘・塚平	
3月10日(金)		富里・富士見台	
3月13日(月)		富士見	
3月14日(火)			
3月15日(水)	午前9時～午前11時 (午前中のみ)	全 町	

下記に該当する方は、町内で行う所得税確定申告書作成指導会および住民税申告相談会では相談を受けることができません。お手数ですが直接、諏訪税務署で申告をお願いします。

- 土地や建物、株式、先物取引、ゴルフ会員権などの資産の売却や交換などをした方
- 住宅ローン控除を初めて申告する方
- 税理士や税理士法人等が関与している法人の役員の方
- 農業所得、事業所得、不動産所得が300万円を超える方
- 青色申告の方および外国人の申告
- 贈与税、相続税等の申告をされる方

### ◆早くて便利なe-Taxをご利用ください◆

申告期間中は、税務署、申告相談会場が大変込み合います。

そこで、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の確定申告書等作成コーナーで、簡単に申告書を作成することができます。作成した申告書を印刷すれば、税務署に郵送等でも提出でき大変便利です。

また、e-Taxを利用し作成した場合は、申告書等のデータが自宅から税務署に送信できます。

なお、e-Taxのご利用に当たっては、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得してください。(オンラインで取得できます。)

※作成した申告書を印刷して郵送する場合は、事前の手続きは不要ですので、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを是非ご利用ください。